

防 災第5編

1 火災の防止

火災は、入居者の一人ひとりが注意することにより防げます。

万一、出火した場合は、落ちついて初期消火に努めてください。

2 防災管理

県営住宅のような集合住宅で、居住者が50人以上の場合は、消防法で防火管理者を定め所轄の消防署に届出することとなっています。

防火管理者は、初期消火、避難の方法などの訓練、指導を行いますので、みなさんもこの訓練に積極的に参加してください。

防火管理者についての詳細なことは、所轄の消防署にお問い合わせください。

▶自衛消防組織協力金制度

この制度は、防火管理に協力する団地自治会に対し、各団地の特性に応じた効果的な防火管理を行うことを推進するため、協力金を交付する制度です。

なお、協力金の額は住宅の戸数により異なりますので、詳細については管理事務所へお問い合わせください。

3 災害発生時の手引き

▶火災の発生

<原因>

- 台所の火の不始末
- 揚げ物油の異常過熱
- 子供の火遊び

- 寝たばこ
- 石油ストーブの転倒
- 漏 電
- 風呂の空だき
- ヒーター・アイロンのつけっ放し
- 地 震
- ガス漏れからの引火

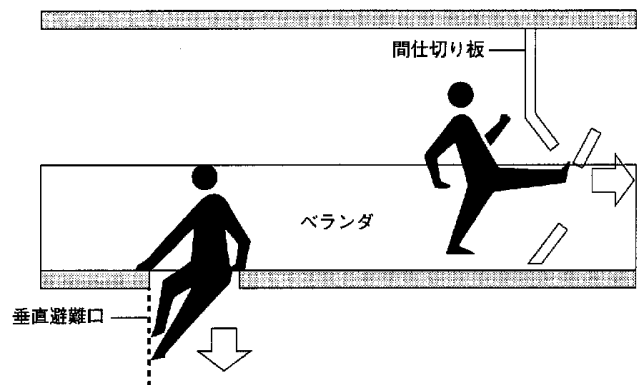
<行動>

- 消火器などでの初期消火
- 連絡 消防119番 家族・近隣住宅
- 避 難
- 一酸化炭素中毒の回避

▶避難方法

非常の場合に備え、各住宅には2方向の避難経路が設けられています。日頃から確認しておいてください。

<ベランダ(バルコニー)からの避難方法>



●間仕切り板

避難時には、突きやぶって隣の住宅へ行けます。避難路の確保のため、障害物は置かないでください。

●垂直避難口

避難時に、下の住宅へ移動するための経路です。使い方、開け方をよく確認しておいて

ください。

●避難スロープ

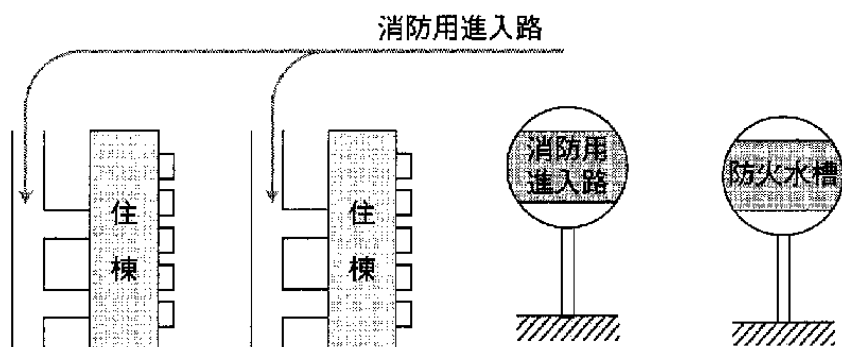
車イス対応住戸からの避難のためのスロープです。障害物などを置かないでください。

※ ベランダは避難上重要なものですので、当然、増築工事は厳しく禁止されています。

▶消火活動

〈消防用進入路〉

- 団地内進入路は火災時に消防車が活動するための空地となりますので、車など、障害物を置かないでください。

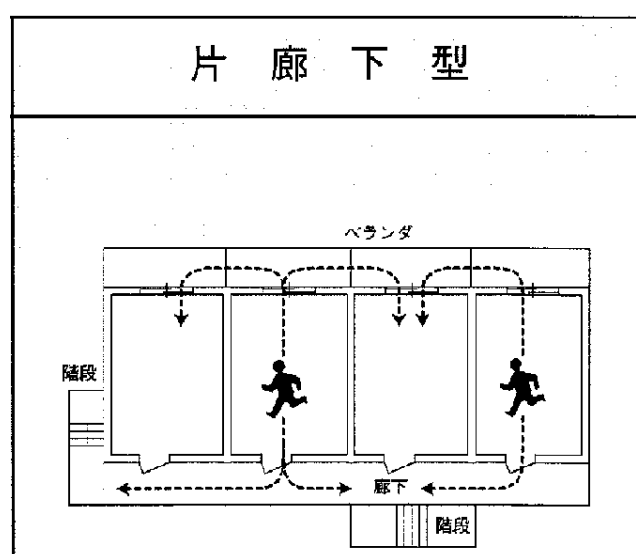
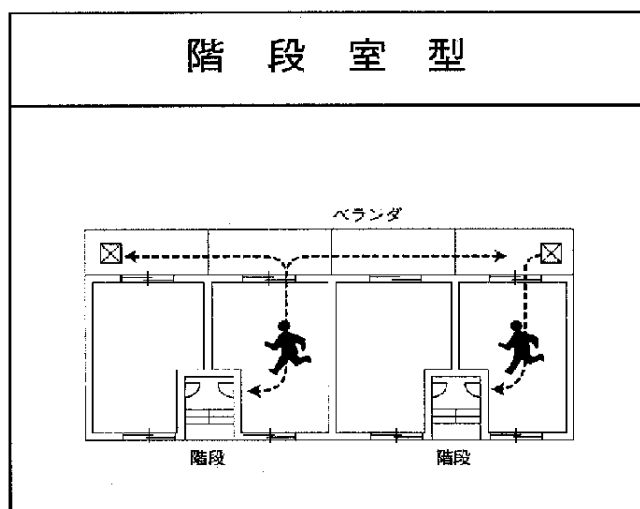


〈防火水槽〉

- 火災時における消火水貯蔵槽です。この上に障害物などを置くと消火の妨げになります。

〈消火栓〉

- 屋外・屋内消火栓の位置、使い方は日頃から、よく確認しておいてください。



入居中の各種手続き一覧表(概要)

ケース	提出書類	提出期限	添付書類	※ 主な注意事項	掲載頁
結婚などにより、入居者や同居者の氏名が変わったとき	氏 名 変 更 届	変更後30日以内	氏名変更が確認できる書類 等 (住民票等)	変更届を怠ると、収入に応じた家賃を算出するうえで不利益な取扱いとなる場合があります。	P12
出産により同居人が増えたとき	同居承認申請書	すみやかに	同居人が増えたことを確認できる書類 等	同居申請を怠ったまま同居されますと、不正な入居として退去していただく場合があります。	P12
同居人が増えるとき(上のケースを除く)	同居承認申請書	承認を得た日の10日前まで	・ 入居者と同居しようとする親族との続柄を証明する書類 ・ 同居しなければならない理由を証明する書類 等	同居申請を怠ったまま同居されますと、不正な入居として退去していただく場合があります。	P12
同居親族に転居または死亡による異動があったとき	入 居 者 異 動 届	異動後すみやかに	死亡・異動等を証明する書類 等	異動届を怠ると、収入に応じた家賃を算出するうえで不利益な取扱いとなる場合があります。	P12
名義人が死亡、離婚・結婚又は特別養護老人ホームへの入所により退去し、承継可能な者が引き続き入居しようとするとき	承継承認申請書	入居者が死亡または退去した時から30日以内	・ 申請者と入居者との続柄を証明する書類 ・ 承継の事由を証明する書類 等	承継申請を怠ると、収入に応じた家賃を算出するうえで不利益な取扱いとなる場合があります。 承継申請を怠ったまま入居されたり、承継する資格の無い者が入居し続けた場合、不正な入居として退去していただきます。	P12

ケース	提出書類	提出期限	添付書類	※ 主な注意事項	掲載頁
他の県営住宅に 変わりたいとき	住 宅 交 換 申 請 書	あらかじめ	・ 世帯全員の住 民票 ・ 所得証明書 ・ その他、申請に 応じて必要な書 類 等	入居後の状況変化 (病気等)により現住 宅が著しく不適当な 場合に限られます。 また、移転先住宅に ついては、空家の発 生状況などにより、 地域、間取りなどが 相当制限されます。	P13
連絡人が死亡な どにより連絡人 の役割をはたせ ないとき	連 絡 人 届 出 書	すみやかに	連絡人個人を証 明する書類の写 し		P13
室内に手すりを 付けたいなどの とき	用 途 変 更 等 承 認 申 請 書	あらかじめ	設置物詳細その 他設置に際して 必要な図面 等	原則として認められ ません。 無断で増改築等 行った場合、撤去命 令を受ける場合が あります。	P13
入居されている 方が、長期の旅 行・出張など	一 時 不 在 届	あらかじめ	留守にする理由 の証明書類 等	不在届を怠ると、長 期不在により入居許 可が取り消される場 合があります。	P13
住宅を退去され ようとするとき	住 宅 返 還 届	住宅返還の 1ヵ月前まで	敷金領収書 等	無届で退去された 場合は、入居中とみ なします。	P14
住宅使用料(家 賃・共益費(県徴 収分))を口座振 替にしたいとき	振 替 依 頼 書	あらかじめ	・ 住宅使用料領 収書 ・ 預貯金通帳 ・ 印鑑 等	県の指定(代理)金 融機関に、左記必 要な物をお持ちに なって、振替依頼書 により手続きをして ください。 なお、口座振替が開 始されるまで2ヵ月 程度かかります。	P8
退職、転職等 により著しく収入 が低額になり、家 賃の支払いが困 難になったとき	家賃等減免申請書	事由が発生 した後	・ 新しい収入がわ かる書類 等	家賃減免をさかの ぼって適用するこ とはできません。 また、原則として家 賃や駐車場利用料 または共益費の滞 納がある方には減 免が適用されませ んの、ご承知おき ください。	P10

※ なお、詳しくは指定管理者の各事務所へご相談ください。

県営住宅に係る公金取扱窓口一覧（R6.1）

普通銀行	みずほ銀行、三菱 UFJ 銀行、三井住友銀行、りそな銀行、 関西みらい銀行、池田泉州銀行、但馬銀行、中国銀行、 百十四銀行、みなと銀行、徳島大正銀行
信用金庫	北おおさか信用金庫、神戸信用金庫 姫路信用金庫、播州信用金庫、兵庫信用金庫、尼崎信用金庫 日新信用金庫、淡路信用金庫、但馬信用金庫、西兵庫信用金庫 中兵庫信用金庫、但陽信用金庫、備前日生信用金庫
信用組合	大阪共栄信用組合、近畿産業信用組合、兵庫県信用組合 淡陽信用組合、兵庫ひまわり信用組合
農業協同組合	兵庫六甲農業協同組合、あかし農業協同組合 兵庫南農業協同組合、みのり農業協同組合 兵庫みらい農業協同組合、加古川市南農業協同組合 兵庫西農業協同組合、相生市農業協同組合、ハリマ農業協同組合 たじま農業協同組合、丹波ひかみ農業協同組合 丹波ささやま農業協同組合、淡路日の出農業協同組合 あわじ島農業協同組合
その他	近畿労働金庫